

個人21

「通信・放送に関する法体系の在り方」について意見したいと思います。

当方、素人ではありますが、率直に申し上げて、意見はひとつだけです。

《 放送法に違反した局には罰則規定を！ 》

とにかく今、あまりにも事実とかけ離れた偏向報道が蔓延しすぎています。

ある事ない事でっち上げたり、報道側の思惑や個人的な感想を、さも事実のように報じたり。

ある政党には厳しい批判や揚げ足取りをするいっぽう、ある政党が重大な犯罪を犯してもほとんど報道しなかったり……とにかく見ていて違和感を覚える情報が、新聞やテレビを中心に溢れ返っています。

わたしと同じように感じている人間は、わたしだけではないでしょう。

まっとうな国民は、主観を取り入れた都合のいい報道ではなく、客観的な事実を求めているのです。

どうか放送法を、有名無実の空気のような存在にしないで下さい。

正しい報道がなされず、結果的に損をするのは我々、日本国民であり。

また偏向報道を繰り返すことにより、イメージを地に落とすのは、各放送局なのですから。

素人考えの乱筆乱文、ご容赦下さいませ。

以上です。

個人22

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

項目：

利用者利益の確保、向上のための規律

意見：

答申案 19 ページに、通信・放送分野におけるより有効な利用者保護のための方策について、別途検討することが適当との記述があるが、提供条件の説明義務、苦情処理義務、事前告知義務といった義務ばかりでなく、利用者間の公平性確保、ケーブルテレビ事業者の経済被害防止の観点から、違法チューナー等を使用した不法受信や、無断接続による未契約の不正視聴を防止する権利についても検討する旨を明記すべき。

具体的には、現行放送法第 52 条の 5 (何人も、認可契約約款等に基づき、有料放送事業者とその有料放送の役務の提供を受ける契約をしなければ、国内において当該有料放送を受信することのできる受信設備により当該有料放送を受信してはならない)に定める、契約外利用の禁止について、ケーブルテレビ事業者の役務にも拡大すること、および同法に違反した場合の罰則規定の新設などである。

個人23

4. コンテンツ規律

(3) 具体的規律

に、付いてでございます。

所謂、「偏向報道」と呼ばれる物に、辟易とするどころか「恐怖感」すら感じます。昨今、話題になったNHKの偏向ドキュメンタリーでは現在9000名を越える原告団に訴訟を起こされております。

歴史認識、歴史ドキュメンタリーに限らず現在、民放放送のニュース、ワイドショー、情報番組とされる物には非常に看過出来ない「偏向報道」が当然とばかり行われております。

また、各放送局は「編集権」と「言論の自由」を高らかに謳いあげ我々の「抗議の声」を聞こうともしません。

放送局に抗議の電話をしても、ナシのつづて。

BPOに訴えても一向に改善の様子はありません。

まず、提案したいのは「ニュース番組」「報道ワイドショー」などの「著作権」の放棄を提案します。

そうすれば、何時、その放送局で、誰が、どの様な発言をしたかが「後に」第三者が判定できます。

また、「報道」「情報」に関わる番組の「スポンサー」という「企業」との癒着を禁止します。

これによって、一部の企業にだけ「有益」となる放送を防ぐ事が出来ます。

また、一部企業にとって「不利益」となる情報の「情報隠し」も防げます。

また、本提案は「標記答申(案)」の何れに値するのか解りませんが、各放送局が支払っている「電波の使用料」です。

他の先進国に比べ「不当に安過ぎる」と感じております。

本来ならば、国民一人一人の共有財産の筈なのに。

諸外国と同様に【放送免許を入札制】にして、日本のテレビ局に【適正な電波使用料】を支払わせれば、日本国への歳入は数兆円に上る筈です。

電波利用料は、GDPが日本の半分の英国でさえ計850億円以上に上るのに、日本では僅か42億円と言われております。

その為、日本の電波利用料収入のうち 80%を携帯電話会社が負担する事になり我々、一般庶民の携帯電話料金に跳ね返るのです。

こんな馬鹿な話は御座いません。

一説には、日本の放送局に勤める者の平均収入は軽く1000万円を越えると言われております。

その様な、「特権階級」の為に「国民の財産」が食い潰されるのは納得がいきません。

以上、2件が私の提案で御座います。

どうか、御検討頂ける様、宜しくお願い申し上げます。

個人24

総務省「通信・放送の総合的な法体系の在り方答申(案)」に対するパブリックコメント

<用語について>

全体的に、専門的かつ抽象的な用語が多く、文章の意味を理解するためかなりの専門的な知識が必要であると思われます。今回のようにパブリックコメントを一般から募集するのであれば、もう少しわかりやすい記載を心がけていただきたいです。

具体的には、いま現実に我々が使っている用語、“ホームページ”“ブログ”などを用いて、それらの利用がどのように変化するのかを記載していただきたいです。そうしないと、これから起こる通信・放送における変革がどのようなものなのかのイメージがしにくく、理解できなければコメントも書けないと思います。

また、受信者、視聴者、利用者、消費者といった用語がありますが、それぞれの定義を明確にしていきたいと思います。

また、通信と放送はこれまでまったく別の法律で管理されており、それを一つの法律で管理するという事になった歴史的背景などの解説をしていただけると、より理解が深まると思うので、記載をお願いしたいと思います。これから一般市民も発信者となる可能性があるわけですから、十分に理解しておきたいことです。

<電波利用の柔軟化について>

電波利用の柔軟化を行う際の視点が、グローバルマーケットの動向を踏まえ、産業の国際競争力を強化することが重要であると述べられています。しかし、電波は公共のインフラであり、道路や水道、電気などと同じようにもはや生活に必須のものであると思われます。したがって、電波利用の柔軟化にあたり、配慮が必要なのはまず弱い立場にあるものではないでしょうか。具体的には子供や、女性、障害者など様々なマイノリティ集団があげられると思います。それらに対する配慮を行わずに競争力のみを重点としてしまつては、今後電波利用による社会的排除が起こる可能性が考えられるため、弱者への配慮をもう一度考えていただきたいと思います。

<ホワイトスペースについて>

現在、ホワイトスペースでの放送実験などが行われていると思いますが、企業が参入し、IP通信や、携帯での課金利用の実験などで、利益追求のための実験に偏っているのではないかと思います。市民がホワイトスペースを使うための方法なども具体的に検討していただきたいと思います。

<調和原則の維持について>

放送法第3の2にある教養、教育、報道、娯楽番組の調和の原則を保つことの意味を明確に示してほしいと思います。

<表現の自由享有基準の緩和について>

表現の自由享有基準を緩和するということは、集中排除の原則が侵される危険性があるのではないのでしょうか。集中排除の原則は、第2次世界大戦中に大本営発表という情報操作が行われていたことへの反省から来ている重要な原則であると思われます。今回の答申のみでは表現の自由享有基準を緩和する必要性が明確ではありません。

<発信者としての市民>

今回の答申では市民は利用者、受信者、と想定されていると思われます。しかし近年、市民メディアも様々な形態で存在しており、放送・通信の双方向利用が拡大されれば、市民が発信者となる機会がこれから多くなっていくだろう。市民が発信者として放送・通信設備を利用しやすくなるような議論をしていく必要があると思います。

<パブリックコメントの周知>

今回の放送、通信に関する法体系の見直しは、市民生活にとっても重要な意味のあることであると思います。その割には、このパブリックコメント募集に関する情報提供が少ないため、多くの人がこの出来事に気付いていないのではないのでしょうか。マスメディア自身に関わることでもあるので、もっと広告・宣伝を広く行いパブリックコメントをより多くの人に書いてもらう努力が必要ではないのでしょうか。

また、今回のパブリックコメントの集計結果は公表していただきたいと思います。

個人25

意見書

平成21年 7月 17日

総務省 情報通信国際戦略局
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉 答申（案）に関し、別紙のとおり意見を提案します。

項目	意見
<p>1 ページ</p> <p>1. <u>法体系見直しの必要性</u></p>	<p>1 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 諸外国の放送法の見直しの現状等を、加筆願いたい。 (!) アメリカ (2) 欧州（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン等） (3) アジア諸国（韓国、中国、シンガポール）
<p>7 ページ</p> <p>3. <u>伝送サービス規律</u></p> <p>(1) 伝送サービス規律の再編</p> <p>④ 現行の有線テレビジョン放送設置者に対する施設の使用の承諾義務（いわゆるチャンネルリースの義務）</p>	<p>7 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有線テレビジョン放送施設者のチャンネルリースの内容は、第三者へは“帯域（MHz）”を貸与する事を意味する。 ・ 電気通信事業者から役務回線を利用して、電気通信役務利用放送事業者がチャンネルリースを行う場合は、光波長多重の 1.55μ 映像用信号を貸与される事であり、チャンネルリースの意味合いが異なる。
<p>8 ページ</p> <p>(2) 有線テレビジョン放送施設に関する規律の見直し</p> <p>① 有線テレビジョン放送施設の設置に係る許可制</p> <p>したがって、許可制により担保されている一定の技術レベルの確保やクルームスキミングの防止等について何らかの措置を確保した上で、有線役務利用放送との規律の適用の差異の解消を図り、有線テレビジョン放送施設者の負担の軽減や、柔軟な事業運営を促進する観点から、許可制を廃止し、規律の合理化を図ることが適当である。（措置の具体例：「許可」に係る施設については確保している技術基準への適合性を、例えば「登録制」のもとで引き続き参入時に審査する等）</p>	<p>8 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有線テレビジョン放送施設には、501 端子以上を許可施設、51 端子から 500 端子までを届出施設、50 端子以下を小規模施設と称し、総務大臣への許可申請、届出申請が必要であるが、許可施設以外の施設については引続き現行の法律内で規定されるのか。
<p>10 ページ</p> <p>(4) 放送・有線放送の施設設置の円滑化</p> <p>～、例えば、認定電気通信事業と同様に、道路占用許可の義務化や、他人の土地等の使用に係る協議許可制度を導入すること等の是非について、関係省庁と調整したうえで検討することが適当である。</p>	<p>10 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路占用許可についても、国道（国土交通省）、都道（都/建設）・県道（県/建設）、市道（市/建設）、町（町/建設）、村（村/建設）と道路の種別により申請様式及び申請方法も異なります、書式の統一化、簡素化を希望します。 ・ 電柱使用の場合にも電力柱（共架）、NTT 柱（添架）所有の柱の使用の許可申請の簡素化、短縮化を希望します。 ・ JR 東日本、東海、西日本、私鉄会社の鉄道横断での申請書式の統一化。

項目	意見
<p style="text-align: center;">10 ページ</p> <p>(4) 放送・有線放送の施設設置の円滑化 ～、例えば、認定電気通信事業と同様に、道路占用許可の義務化や、他人の土地等の使用に係る協議許可制度を導入すること等の是非について、関係省庁と調整したうえで検討することが適当である。</p>	<p style="text-align: center;">10 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路占用許可についても、国道（国土交通省）、都道（都/建設）・県道（県/建設）、市道（市/建設）、町（町/建設）、村（村/建設）と種別により申請様式及び申請方法も異なる。 ・電力柱（共架）、NTT 柱（添架）所有の柱の使用。 ・JR 東日本、東海、西日本、私鉄会社の鉄道横断の加筆を願いたい。
<p style="text-align: center;">12 ページ</p> <p><u>4. コンテンツ規律</u> (3) 具体的規律 ① 一定の放送を確保するための規律 ア ～、現在の放送普及基本計画のような枠組み（以下「基本計画」という。）は必要である。 ウ その他 現在の<u>放送普及基本計画</u>は、放送局の置局に関し、～</p>	<p style="text-align: center;">12 ページ</p> <p>ウ その他 現在の<u>基本計画</u>は、放送局の置局に関し、～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前頁で（以下「基本計画」という。）で規定しているので、文言を統一した方が良いのでは。
<p style="text-align: center;">15 ページ</p> <p>(3) 具体的規律 ③ 番組規律 ア ・また、昨今のいわゆるショッピング番組に対する社会的な問題意識の高まりを受け、ショッピング番組の扱いについても、「広告放送」の範囲を含め、具体的な検討を進め、その検討の結果を踏まえて、前述の公表を求める制度において必要な対応を図ることが適当である。</p>	<p style="text-align: center;">15 ページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民放の番組の中で、ショッピング番組の比率が増す中、真のショッピング番組、似非ショッピング番組を各放送会社ごとではなく、民放連としてのガイドラインを設けるべきだと思います。

項目	意見
<p data-bbox="510 279 633 311">20 ページ</p> <p data-bbox="129 352 344 384"><u>8. その他の論点</u></p> <p data-bbox="129 384 439 416">(1) 特定の法人の位置づけ</p> <p data-bbox="152 416 638 448">① 日本電信電話株式会社（NTT）の扱い</p>	<p data-bbox="1503 279 1626 311">20 ページ</p> <p data-bbox="1048 352 2094 416">・「日本電信電話株式会社等に関する法律」の 2010 年も見直し問題であるが、通信・放送の総合的な法体系の在り方にどの箇所が抵触するのかを示すべきと考える。</p>

個人26

前略、乱文にて失礼致します。

民放放送にて放送されております「情報番組」と称する番組内にて放送局が経営するイベント（例）フジテレビの「お台場合衆国」、TBSの「赤坂サカス」などイベントの宣伝にかかる時間が非常に長く、これは、公共電波の私物化ではないかと？推察致します。

また、不祥事の報道もございしますが放送局の子会社である会社の「通信販売の番組」これは、規定の「広告料」等は支払っているのでしょうか？

更に、各放送局何れも「新番組」（主にドラマ）の番宣と称して情報ワイドショーや、バラエティ番組内で「特定の宣伝行為」を行うのは納得がいきません。同様に、民放放送局のドラマ等の「映画化」に伴う宣伝行為（例）TBS「Rookies」、日テレ「ごくせん」などこれも、放送電波の私物化ではないでしょうか？

上記の件が「放送法」のどの案件に該当するのか？

私には、不明では在りますが、一国民として、看過出来ない事として「是非」ご検討頂きたい懸案であると申し上げます。

1.法体系見直しの必要性

- 現在、捏造報道をしても「お詫びをして終わり」なので捏造が後を絶ちません。利用者の利益保護のために、偏向や捏造報道を行った放送局には、法的な罰則を与えるべきです。
- 報道テロに備えて、外国人を採用しないという法律が必要です。

7.利用者利益の確保・向上のための規律

- 日中記者条約により、中国の本当の姿が利用者に伝わっていません。
日中記者条約を廃止すべきです。
- 電波料をもっと値上げすべきです。
- 現在、各テレビ局は政治的にかなり偏った報道(麻生叩きと民主党擁護)をしていて「椿事件」の再来とも言われています。
もっと放送は公正、中立を目指すべきです。
- 放送を審査すべき第三者機関の BPO の委員が、テレビ局の天下りが多くを占め、第三者機関としての働きをしていません。BPO を見直すか全く別の新たな機関を設けるべきです。

8.その他

- NHK は、現在 JAPAN デビューの番組で偏向しているとの内容で国民から告訴をされています。日本の公共放送という立場から国民に偏向と思われたい放送姿勢が必要です。
- NHK は、受信料で番組を制作し、それを子会社が DVD にして販売して多額の利益を得ています。他にも多くの系列会社があり、同じく多額の利益を得ています。公共放送でありながら、多額の利益を得ること自体、非常に問題があります。
- NHK の受信料は、現状、受信設備がある限り全く NHK を視聴しなくても徴収されます。国民には「視聴の自由」を保証すべきで、地デジ移行時に、NHK はスクランブルをかけ受信料を払ってスクランブルを取るシステムにすべきです。
また、番組の質や内容を国民に問うべきで、5 年毎に国民投票で存続の有無を決めることが必要です。

「通信・放送の総合的な法体系の在り方〈平成20年諮問第14号〉答申(案)」に対する意見募集

表題のうちコンテンツ規律について意見を記載します

出版業界についても発生している問題ですが
コンテンツがフィクションなのか事実なのか明確にされず消費者に届けられています
また、発生している事象について、編集者にとって都合の良い部分だけを切り出しつなぎ合わせて消費者が事実誤認をするような構成の報道も多々見受けられます
テレビやラジオなどの放送は、国が免許を与えて提供されているサービスということから消費者より優れた知識・情報によって制作されている考えもあり深く検討されずに事実として享受されてしまいう傾向があります
また、政治についての報道も議員の実績や方針について、適切な評価は切り捨てられ問題点についてのみ、面白おかしく構成されて消費者に届けられております
このような報道がまかり通ってはいは、有権者が不要な不利益を蒙ることになります
実際、社会党が政権を執ったときに、この問題が発生していたはずで
国際情勢が流動的な現代に於いては、取り返しのつかない問題が発生しかねず早急な対応が必要と考えます

対応としては、制作者が提供するコンテンツについてコンテンツ内容が

- ・制作者が責任を負う「報道」なのか
- ・検討を要する「問題提起」なのか
- ・娯楽である「エンターテインメント」なのか

放送の趣旨について、番組内で明確にジャンルを表示するように規制していただきたい

そのうち報道については

- ・責任者明確に定めること
- ・一つの事象について、効果と問題点を一つの番組内で伝えることを義務づけていただきたい

さらに検証手段として

報道内容について、一定数以上の苦情などが寄せられた場合にサービス提供者以外(例えば国など)の組織により不特定多数の消費者へのアンケートを行い、事実誤認発生頻度を調査し規定比率以上の誤解が発生していた場合は先に定めた責任者に罰則を与えるようにしていただきたい

また、数年の時間が経ってから、明らかに、故意に消費者をミスリードする構成であったと発覚した場合同様に制作責任者本人が責を問うよう規定する必要があると考えます

個人29

1. 法体系見直しの必要性

(3)見直しに当たっての3つの視点と5つの目的

意見:五つの目的として、⑤利用者・受信者の利益の保護があげられているが、これはあくまで、日本国籍を持ち、日本国民の主権を尊重する者であることが前提とすべきである。昨今、日本人を貶め、歪んだ歴史観をもって不当に日本と他国の関係を歪曲する動きが目につくが、そもそも日本人のための法体系であることを強く打ち出すべき、さもなければ高度に発達した放送技術が反日勢力に利用され、大いなる不幸がおとづれることは明白である

個人30

案件番号 145207525
意見募集中案件名 「通信・放送の総合的な法体系の在り方＜平成20年諮問第14号＞答申(案)」に対する意見募集

伝送設備規律とコンテンツ規律の双方に規定すべきもの

では裁量行政と揶揄されないように”コンテンツ規律の目的”に合致しないものを具体的に定義し、具体的に定義された内容と処分(停波、検証番組での放送内容の基準等)を明確化していただきたい

特に事実を誤認させるような報道内容に対しては明確な処分の基準を明確にすることが必要だと思います、製造物・食品等に対しては直接的に人命に関係する事から基準や定期的な検査が行われています

一方で放送コンテンツに関しては民主主義の生死に関係するにも関わらず特段詳細な定義も定期的な検査も自主運用されており、実態としてなきに等しいと思います

よろしくご検討をお願い致します